

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [労働審判④](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

労働審判④

自分の側に有利な証言をしてくれる人で、なおかつ証人としてのリスクも理解してなお参加してくれるという人がいれば、証人として参加してもらおうといい。

証人として参加してもらうためには、口頭もしくは申請書を提出する。

もし、申立ての段階で証人として立ち会ってくれることが決まっている場合には、申立書に証人申請書もつけて提出するのが望ましい。

ただし、証人は有利な証言だけをして終わりというわけではない。

相手方は証人の発言に対して質問をすることもできるから、不利になるような発言をして逆効果になってしまう可能性もある。

あらかじめ証人との間で予想される質問の対策も練っておくほうがいい。

労働審判は①申立て、②第1回期日、③第2回期日（第1回期日で双方の主張を聞いて決定）、④第3回期日の順に進む。

労働審判は、必ず第3回期日まで開催しなければならないというわけではなく、話がまとまれば第1回、第2回の期日で終了することとなる。

第1回期日ではまず争点整理が行われ、その後証拠調べをする。

第1回期日で話し合いがまとまりそうな場合には調停によって1回の期日でトラブルが解決される。

調停があった場合には調停調書が作成される。

調停調書が作成されると裁判上で和解が成立したものと同等に扱われるため、相手が審判で定められた内容を守らない場合には裁判所に強制執行を申し立てることができる。

第2回期日では、第1回期日の結果を踏まえてさらに詳しく証拠調べを行い、調停をめざす。

事案によっては、労働審判手続きを行うことが適当でない場合もある。

このような場合には、審判委員会で審議し、労働審判を行わず終了する場合がある。

第3回期日ではまず調停をめざすが、当事者の片方または双方が調停を拒否したりしたら、労働審判委員会の下した審判が出されることとなる。

審理の経過によっては、第1、2回期日で審判が言い渡される場合もある。

審判が言い渡された後、2週間以内に申立人又は相手方が審判に対する異議申立てをしなければ審判が確定する。

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.